

## 東京都農業経営基盤強化資金利子補給要綱

7 労経農政第1097号  
平成 8 年 2 月 5 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、都が農業経営改善関係資金基本要綱（平成 1 4 年 7 月 1 日付 1 4 経営第 1 7 0 4 号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第 2 の 1 の表中 2 の (1) に規定する農業経営基盤強化資金（以下「本資金」という。）の融通を受けた農業者に対し、利子補給をすることにより、効率的・安定的な経営体の育成に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりである。

- 2 「農業者」とは、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成 6 年 6 月 2 9 日付 6 農経 A 第 6 6 5 号農林水産事務次官依命通知。以下「基盤強化資金実施要綱」という。）第 3 の 1 に規定する貸付対象者をいう。
- 3 「融資機関」とは、株式会社日本政策金融公庫又はその受託金融機関（転貸方式の場合には、農業協同組合又は信用農業協同組合連合会）をいう。
- 4 「推進会議」とは、特別融資制度推進会議設置要綱（平成 1 3 年 9 月 1 2 日付 1 3 経営第 2 9 3 1 号農林水産事務次官依命通知）に基づき、区市町村ごとに設置される特別融資制度推進会議をいう。
- 5 「農業経営改善計画」とは、基盤強化資金実施要綱第 2 に掲げるものをいう。

### (利子補給)

第 3 条 知事は、農業者が、別表 1 に定める用途のため、融資機関から貸付けを受けた本資金について、別表 2 の 1 及び 2 に定める利子補給率により利子補給金を交付する。

### (利子補給承認申請)

第 4 条 農業者が、本資金に係る利子補給金の給付を受けようとするときは、推進会議において、基本要綱第 3 の 1 に規定する経営改善資金計画の認定を受けたのち、利子補給承認申請書（別記 1 号様式）を融資機関を経由して知事に提出するものとする。

- 2 利子補給承認申請書には、区市町村長による利子助成承認を証する書面、推進会議による経営改善資金計画書の認定を証する書面、経営改善資金計画書の写しを添付するものとする。
- 3 第 1 項の利子補給承認申請は、基盤強化資金実施要綱第 4 の (6) に規定する対象要件を満たす資金の貸付決定を受けた農業者のみが行うことができる。
- 4 前項に規定する利子補給承認申請については、平成 2 4 年 3 月 3 1 日までに申請があったものに限り、都は受付を行うこととする。

(利子補給の承認)

第5条 知事は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、その諾否を決定しなければならない。

2 知事は、前項の決定をしたときは利子補給承認（不承認）書（別記2号様式）を、農業者に交付するものとする。

(利子補給の変更申請)

第6条 農業者は、第4条第1項の申請内容に変更が生じたときは、利子補給変更承認申請書（別記3号様式）を融資機関を経由して、知事に提出しなければならない。

(利子補給の変更承認)

第7条 知事は、前条の変更申請があったときは、速やかに内容を審査し、その諾否を決めなければならない。

2 知事は、前項の決定をしたときは利子補給変更承認（不承認）書（別記4号様式）を農業者に交付するものとする。

(貸付の実行報告)

第8条 融資機関は、第5条の利子補給の承認を受けた農業者（以下「利子補給対象者」という。）に本資金の貸付けを行ったときは、速やかに、貸付実行報告書（別記5号様式）を知事に提出しなければならない。

(事業完了報告)

第9条 利子補給対象者は、利子補給対象事業が完了したときは、完了が確認できる書面を融資機関を経由して、知事に提出しなければならない。

(利子補給金の額)

第10条 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの間に融資機関に支払った約定利子の計算基礎となる借入金平均残高（約定利子を約定利率で除した額をいう。ただし、延滞となっている額を除く。）を利子補給対象額とし、別表2の1及び2に定める利子補給率を乗じて得た額とする。

(利子補給金の交付申請)

第11条 利子補給対象者は、利子補給金交付申請書（別記6号様式）に利子補給金計算書（別記7号様式）を添えて、融資機関を経由して知事に提出するものとする。

2 利子補給対象者は、利子補給金の交付申請及び受領に関する一切の権限を融資機関に委任することができる。

3 前項により委任を受けた融資機関は、利子補給金交付申請書（別記8号様式）、利子補給金明細書（別記9号様式）及び委任状を添えて、知事に提出するものとする。

(利子補給金の交付決定)

第12条 知事は、前条による利子補給金交付申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、利子補給対象者又は委任を受けた融資機関に対し、利子補給金額の決定通知

(別記10号様式)を交付するものとする。

2 知事は、交付申請を受けた日から30日以内に交付申請者に利子補給金を支払わなければならない。

3 委任を受けた融資機関は、第1項の利子補給金の交付を受けたときは、遅滞なく、利子補給対象者に交付しなければならない。

(利子補給金の打切り等)

第13条 知事は、利子補給対象者が次の各号の一に該当することとなったときは、利子補給金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 本資金を貸付目的以外に使用したとき又は本資金により取得した財産を貸付目的以外に使用し、譲渡し、若しくは交換したとき。

(2) その他知事が不相当と認めたとき。

(状況調査等)

第14条 知事は、必要があると認めたときは、利子補給対象者及び融資機関に対し報告を求め、又は、都職員をして調査を行わせることができる。

(その他)

第15条 この要綱により難い特別の事情がある場合は、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年10労経農政第448号)

1 この要綱は、決定の日から施行し、この要綱による改正後の東京都農業経営基盤強化資金利子補給要綱の規定は、平成10年6月16日から適用する。

附 則 (平成10年10労経農政第753号)

1 この要綱は、決定の日から施行し、この要綱による改正後の東京都農業経営基盤強化資金利子補給要綱の規定は、平成10年8月21日から適用する。

附 則 (平成10年10労経農政第857号)

1 この要綱は、決定の日から施行し、この要綱による改正後の東京都農業経営基盤強化資金利子補給要綱の規定は、平成10年9月18日から適用する。

附 則 (平成10年10労経農政第1027号)

1 この要綱は、決定の日から施行し、この要綱による改正後の東京都農業経営基盤強化資金利子補給要綱の規定は、平成10年10月22日から適用する。

附 則 (平成10年10労経農政第1214号)

1 この要綱は、決定の日から施行し、この要綱による改正後の東京都農業経営基盤強化資金利子補給要綱の規定は、平成10年12月22日から適用する。

附 則 (平成11年10労経農政第1362号)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (平成11年11労経農政第333号)

1 この要綱は、決定の日から施行し、この要綱による改正後の東京都農業経営基盤強化資金利子補給要綱の規定は、平成11年5月25日から適用する。

附 則（平成11年11労経農政第333号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、この要綱による改正後の東京都農業経営基盤強化資金利子補給要綱の規定は、平成11年5月25日から適用する。

附 則（平成11年11労経農政第467号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、この要綱による改正後の東京都農業経営基盤強化資金利子補給要綱の規定は、平成11年6月16日から適用する。

附 則（平成11年11労経農政第610号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成11年11労経農政第915号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成11年11労経農政第1000号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、この要綱による改正後の東京都農業経営基盤強化資金利子補給要綱の規定は、平成11年10月20日から適用する。

附 則（平成11年11労経農政第1455号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、この要綱による改正後の東京都農業経営基盤強化資金利子補給要綱の規定は、平成12年2月21日から適用する。

附 則（平成11年11労経農政第1613号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、この要綱による改正後の東京都農業経営基盤強化資金利子補給要綱の規定は、平成12年3月16日から適用する。

附 則（平成12年12労経農政第1702号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、この要綱による改正後の東京都農業経営基盤強化資金利子補給要綱の規定は、平成13年2月1日から適用する。

附 則（平成12年12労経農政第2030号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、この要綱による改正後の東京都農業経営基盤強化資金利子補給要綱の規定は、平成13年3月19日から適用する。

附 則（平成13年13労経農政第1453号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、この要綱による改正後の東京都農業経営基盤強化資金利子補給要綱の規定は、平成14年3月18日から適用する。

附 則（平成15年15産労農政第1073号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、この要綱による改正後の東京都農業経営基盤強化資金利子補給要綱の規定は、平成15年9月24日から適用する。

附 則（平成17年16産労農調第903号）

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年20産労農調第1339号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成22年22産労農調第114号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年23産労農調第93号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年12月21日3産労農調第825号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

資金の種類	資金の用途	償還期間 (据置期間)	融資機関
農業経営基盤強化資金	農業経営改善計画の達成に必要な次に掲げる資金 ・農地等の取得 ・農地等の改良等 ・農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得 ・農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得 ・借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等 ・家畜・果樹の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金 ・負債の整理、その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金	25年以内 据置期間 10年以内 を含む	株式会社日本政策金融公庫 及び 同公庫の受託金融機関

別表 2 (第 3 条及び第 10 条関係)

資金の種類	利子補給率
農業経営基盤強化資金	1 本要綱第 5 条第 1 項に基づき、平成 23 年 3 月 31 日までに知事が承認した利子補給率は、なお従前のおりとする。
	2 本要綱第 4 条第 3 項により新たに申請された利子補給承認についての利子補給率は、基盤強化資金実施要綱第 3 の 4 に定める貸付利率に、同実施要綱第 4 の (5) に定める、貸付利率を 0 パーセントに引き下げるのに必要な額の 5 分の 4 に相当する額を乗じたものを、貸付利率から差し引いた額の 2 分の 1 とした額を基準として、知事が別に定める。 $(\text{貸付利率} - (\text{貸付利率} \times 4 \div 5)) \div 2$ ※ 知事が承認した利子補給の期間は、貸付当初 5 年間とする。